東京学芸大学奨学寄附金取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成13年５月31日

東京学芸大学長

岡　本　靖　正

平成13年規程第19号

東京学芸大学奨学寄附金取扱規程の一部を改正する規程

東京学芸大学奨学寄附金取扱規程（昭和61年規程第２号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項及び第２項中「委任経理金払出計算書」を「委任経理金支出決議書」に改める。

別紙様式第４号を次のように改める。

別紙様式第４号

委任経理金支出決議書

平成　　年度	第　　号							
決裁欄	部局長　等		歳入歳出外 現金出納官吏		寄附金受払簿 現金出納簿 登　　記	月　　日	部　局　名	
	起案（請求書受理）　　月　　日				検　査　済	月　　日	寄附金番号	
					支 出 金 額	円		

寄附金の目的	
研　究　者　名	
相 手 方 氏 名	

費　目　区　分	摘　　要	備　　考

用紙寸法は日本工業規格Ａ列４番とする。

附　則

この規程は，平成13年５月31日から施行する。

東京学芸大学奨学寄附金取扱規程　新旧対照表（抄）

現　　行	改　　正
〔省略〕 （委任経理金の払出し） 第８条　部局の長は，委任経理金の払出しを必要とするときは，委任経理金払出計算書（別紙様式第４号）に必要な証拠書類を添付し，出納官吏に送付するものとする。 ２　出納官吏は，前項に定める委任経理金払出計算書に基づき，学長の承認を得て払出しを行うものとする。 〔省略〕 別紙様式第４号（旧）	〔省略〕 （委任経理金の払出し） 第８条　部局の長は，委任経理金の払出しを必要とするときは，委任経理金支出決議書（別紙様式第４号）に必要な証拠書類を添付し，出納官吏に送付するものとする。 ２　出納官吏は，前項に定める委任経理金支出決議書に基づき，学長の承認を得て払出しを行うものとする。 〔省略〕 別紙様式第４号（新） 附　則 この規程は，平成13年５月31日から施行する。